

国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について

平成15年12月16日
閣議決定
平成18年12月26日
一部改正

国内における毒ガス弾等の問題については、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解）に基づき、関係省庁が協力して、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施してきたところであるが、今般、フォローアップ調査の結果が取りまとめられ、11月28日の閣議に報告されたことを受け、以下のとおり、政府全体が一体となって、関係地方公共団体や国民の協力を得て、毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を実施することとする。

第1 今後講ずべき施策

毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策については、フォローアップ調査の報告書において示された事案の分類を踏まえ、地方公共団体の協力を得て、関係省庁が次の事務分担により措置を講ずる。

1. 各類型に応じた対策

(1) 陸域の事案

A 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案

健康影響の未然防止の観点から、環境省（国有地又は直轄事業実施地については、当該国有地管理省庁又は当該事業実施省庁。以下「国有地等担当省庁」という。）は、過去における土地の改変状況等を把握するための調査、地下水、土壌及び大気等の環境調査、土地を改変する際における被害予防のための指針の策定及びその周知徹底を行う。

また、毒ガス弾等（汚染された土壌等を含む。）を発見した場合には、環境省（国有地又は直轄事業実施地にあつては国有地等担当省庁）が、防衛省と協力して、警察庁及び消防庁と連携しつつ、掘削、運搬、保管、処理等を行う。

B 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は高いものの、地域が特定されていない事案

毒ガス弾等が存在する可能性がある地域を特定するため、環境省は、関係省庁と連携して、現地周辺の積極的な情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行う。

C 地域は特定されているものの、毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は不十分である事案

情報に関する事実関係を確認するため、環境省は、関係省庁と連携して、現地周辺の情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行う。

D 上記以外の事案

下記2の情報センターが地方公共団体の協力を得て、継続的に情報提供を受け付け、分析するとともに、集約した情報や一般的な留意事項の周知等を実施する。

(2) 水域の事案

漁業や船舶航行の安全確保等の観点から、漁業の操業、浚渫等の工事、船舶航行に際しての注意事項の周知徹底等の対策が講じられてきたところであり、引き続き、これらの取組を事案に応じて農林水産省、国土交通省等が行う。

また、毒ガス弾等が発見された場合には、発見の場所、状況等の態様に応じ、内閣官房が総合調整を行い、関係省庁間で連携して対応する。

毒ガス弾等の水域における影響については、農林水産省、国土交通省、環境省等の関係省庁が、防衛省等の協力を得つつ調査検討を行う。

2. 全般的な施策

毒ガス弾等に係る情報を継続的に受け付け、集約した情報を分析するとともに、適切な周知、広報を実施する機能を果たす統一的な情報センターを、環境省が設置する。

また、環境省は、パンフレットやホームページ等を通じて、毒ガス弾等が発見した場合の対応方法や留意事項など毒ガス弾等に関する一般的な留意事項の周知徹底を行う。

3. その他

すでに取り組みされている茨城県神栖町、神奈川県寒川町、同平塚市及び福岡県苅田町の事案については、引き続き着実に対応することとする。

施策の円滑かつ迅速な実施を図るため、毒ガス弾等に関する知見の集積、研究の推進、施策の実施に必要な体制の充実等に努めるものとする。

第2 取組の体制

内閣官房に関係省庁により構成される連絡会議を設け、フォローアップ調査の報告書を踏まえつつ、関係省庁間の緊密な連携により施策の円滑な実施を図る。